

告 示

埼玉県告示第八十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年一月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

オーチー新座店新築工事

埼玉県新座市北野三丁目百二十一番地三外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 交通問題

ア 駐車場施設及び自転車置場について、計画のとおり施工願います。

イ 通勤・通学時間帯の工事車両の出入りは自粛し、工事中において工事関係者の駐車場を確保し、周辺道路に路上駐車等のないよう工事関係者に周知徹底を図るとともに、車両誘導員を配置し交通安全に万全を期してください。

ウ 別紙來退店経路図の経路以外への車両の進入を抑制する対策（看板等）

を講じ、交通事故・交通渋滞等が生じないよう万全を期してください。

エ 従前の意見書を踏まえ交通安全上必要となる対策を行つてください。

(2) 騒音問題

ア 工事の施工に関して、騒音規制法及び振動規制法に規定されている特定建設作業を実施する場合は、実施七日前までに当該作業の実施を届け出で

ください。また、法令等で禁止する作業日時を踏まえて実施してください。

イ 騒音規制法及び振動規制法に規定されている特定施設を設置する場合は、

当該施設の設置工事の開始日の三十日前までに届け出してください。また、

埼玉県生活環境保全条例に規定されている指定騒音施設及び指定振動施設を設置する場合又は指定騒音作業を実施する場合は、当該施設の設置工事又は当該作業の開始日の三十日前までに届け出してください。

ウ 施設の敷地内における自動車走行等による騒音（来客の自動車によるもの、荷さばき作業のための車両からの騒音を含む。）が予見されます。ついては、注意喚起の看板の設置や駐車場の夜間利用制限等を行うことで、騒音の発生を低減することに努めてください。さらに、周辺の住民の生活

環境の保持の観点から店舗利用者や従業員に対し注意喚起できるよう施設の敷地内に限定することなく看板の設置を行うよう努めてください。

エ 店舗や施設で用いる冷却塔、室外機等については、騒音対策として、機器周辺の遮音効果を高めることや機器周辺の吸音処理を行うこと（周辺の壁に吸音にすぐれた素材を用いること等）、また、低騒音機器を導入すると、さらには、防振架台の設置等機器の稼働に伴う振動を防止することなどで、騒音の発生を低減することに努めてください。

オ 工事の施工中、その事業区域から発生する騒音及び振動で近隣住民へ迷惑を掛けることがないよう十分配慮してください。また、埼玉県生活環境保全条例に基づき、工事車両の駐車中及び停車中はアイドリング・ストップを励行し、近隣住民からの苦情等に際しては、迅速な対応及び処理に当たるようにしてください。

カ 収容能力が二十台以上又は駐車面積が五百平方メートル以上の自動車駐車場については、埼玉県生活環境保全条例に基づき、看板の掲出等により駐車場利用者に対してアイドリング・ストップを行うよう周知してください。なお、看板によりアイドリング・ストップを行うよう周知する場合は、二十台につき看板一枚を目安として全ての駐車場利用者に認識されやすい場所に設置してください。

(3) 光害問題

サーチライト等の照明目的以外に漏れ出す光や必要がない光を少なくし、不要な光の氾濫を起こさないよう配慮してください。また、近隣住民からの苦情等があつた場合には、誠実に対応するよう努めてください。

(4) まちづくりへの協力

新座市小売事業者等による地域の活性化に関する条例（平成十九年九月二十八日条例第二十七号）第四条に規定される小売事業者等の責務について、配慮してください。

二 縦覧期間

令和四年一月二十八日から令和四年二月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県南西部地域振興センター